政　令

情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十四年五月三十日

内閣総理大臣　野田　佳彦

政令第百五十四号

情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第七十四号）附則第一条第一号の規定に基づき、この政令を制定する。

情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行期日は、平成二十四年六月二十二日とする。

法務大臣　小川　敏夫
内閣総理大臣　野田　佳彦

刑事事件における第三者所有物の没収手続に関する応急措置法第二条第二項の規定による公告の方法を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十四年五月三十日

内閣総理大臣　野田　佳彦

政令第百五十五号

刑事事件における第三者所有物の没収手続に関する応急措置法第二条第二項の規定による公告の方法を定める政令

内閣は、刑事事件における第三者所有物の没収手続に関する応急措置法（昭和三十八年法律第百三十八号）第二条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

刑事事件における第三者所有物の没収手続に関する応急措置法第二条第二項の規定による公告は、検察庁の掲示場に十四日間掲示する方法によって行う。ただし、必要があるときは、官報又は新聞紙に掲載する方法を併せて行うことができる。

附　則

この政令は、情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第七十四号）附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成二十四年六月二十二日）から施行する。

法務大臣　小川　敏夫
内閣総理大臣　野田　佳彦

押収物還付公告令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十四年五月三十日

内閣総理大臣　野田　佳彦

政令第百五十六号

押収物還付公告令の一部を改正する政令

内閣は、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）第四百九十九条の二第一項において準用する同法第四百九十九条第一項及び第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

押収物還付公告令（昭和二十八年政令第三百四十二号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

押収物還付等公告令

第一条中「公告」の下に「並びに同法第四百九十九条の二第一項において準用する同法第四百九十九条第一項及び第二項の規定による交付又は複写に関する公告」を加える。

第三条中第三項を第五項とし、第二項の次に次の二項を加える。

3　検察官が刑事訴訟法第四百九十九条の二第一項において準用する同法第四百九十九条第一項又は第二項の規定により公告を行う場合において、公告すべき事項は、次のとおりとする。

一　刑事訴訟法第四百九十九条の二第一項において準用する同法第四百九十九条第一項又は第二項の規定により公告する旨

二　検察庁名

三　事件名及び押収番号

四　品名及び数量

五　公告の初日及び末日の年月日（前条第一項ただし書及び第二項の規定による公告にあつては、その年月日）

六　交付すべき記録媒体に記録された電磁的記録又は複写を許すべき電磁的記録を特定するに足りる事項

4　司法警察員が刑事訴訟法第四百九十九条の二第一項において準用する同法第四百九十九条第二項の規定により公告を行う場合において、公告すべき事項は、次のとおりとする。

一　刑事訴訟法第四百九十九条の二第一項において準用する同法第四百九十九条第二項の規定により公告する旨

二　所属する官公署名（官公署に所属していない司法警察員の場合は、司法警察員である旨、氏名及び連絡先）

三　事件名及び押収番号

四　品名及び数量

五　公告の初日及び末日の年月日（前条第一項ただし書及び第二項の規定による公告にあつては、その年月日）

六　交付すべき記録媒体に記録された電磁的記録又は複写を許すべき電磁的記録を特定するに足りる事項